

令和 2 年分
（令和 年 月 日開催分）

会計	繰越	検算	転記		
#	#	コ			

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

収支報告書

（ふりがな）

うつのみや ゆうこ こうえんかい
宇都宮 ゆうこ 後援会

- 政治団体の名称
- 主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市寿町61-8 ニシリク香里ビル201
- 代表者の氏名 宇都宮 優子
- 会計責任者の氏名 佐藤 寛文

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 佐藤 寛文

（電話） 090-1437-1830

（電話）

（電話）

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____（現・候）
（選挙区） _____選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 宇都宮 優子

公職の種類 衆議院^{議員}（現・候）

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで



団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
	R	R	R	

○ 収 支 の 状 況 ①

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円				
		2	0	1	5	0	0	0
(前年からの繰越額)								0
(本年の収入額)		2	0	1	5	0	0	0
支 出 総 額		1	7	8	8	5	7	3
翌年への繰越額			2	2	6	4	2	7

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員数(党費又は会費を納入した人の数)				

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附					
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小計(ア)+(イ)+(ウ)					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計(ア+イ)					

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入										
事業の種類	金額									備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円	
ONE～未来の子どもたちを守る (政治資金パーティー)		2	0	1	5	0	0	0	0	7月22日お茶の水ソラシティ(千代田区神田駿河台4-6)
										東京都
この頁の小計		2	0	1	5	0	0	0	0	
合計		2	0	1	5	0	0	0	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目	金 額											備 考	
	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出												
	十億	百万	千	円									
1 経 常 経 費													
(1) 人 件 費					8	7	0	0	0	0			
(2) 光 熱 水 費													0
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						7	8	7	8	7			
(4) 事 務 所 費							6	8	1	0			
小 計					9	5	5	5	9	7			
2 政 治 活 動 費													
(1) 組 織 活 動 費					1	9	1	2	4	6			
(2) 選 挙 関 係 費													0
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費					6	4	1	7	3	0			
(ア機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費)													0
(イ宣 伝 事 業 費)					3	0	2	1	8	0			
(ウ政 治 資 金 パーティー開 催 事 業 費)					3	3	9	5	5	0			
(エそ の 他 の 事 業 費)													0
(4) 調 査 研 究 費													0
(5) 寄 附 ・ 交 付 金													0
(6) そ の 他 の 経 費													0
小 計					8	3	2	9	7	6			
合 計					1	7	8	8	5	7	3		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円									
スタッフユニフォーム			4	7	8	8	0			R2.11.24	PSFAくずは店	大阪府枚方楠葉花園15-1	
フッポン			1	7	6	0	0			R2.8.12	㈱マテリア	横浜市甲区伊勢崎町2-78	
この頁の小計						6	5	4	8	0			
その他の支出						1	3	3	0	7			
合計						7	8	7	8	7			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費				(旅費交通費)	
支 出 の 目 的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考		
	十億	百万	千	円						
新幹線			1 3 8 7 0		R2.7.30	J R 東海	名古屋市中村区名駅1-1			
新幹線			1 3 8 7 0		R2.9.26	J R 東海	名古屋市中村区名駅1-1			
新幹線			1 4 1 9 0		R2.9.23	J R 東海	名古屋市中村区名駅1-1			
新幹線			1 0 5 6 0		R2.12.6	J R 東海	名古屋市中村区名駅1-1			
新幹線			1 4 5 2 0		R2.12.14	J R 東海	名古屋市中村区名駅1-1			
こ の 頁 の 小 計			6 7 0 1 0							
そ の 他 の 支 出			2 6 6 8 7							
合 計			9 3 6 9 7							

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費				(会議費)	
支 出 の 目 的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考		
	十億	百万	千	円						
食事代			1 6 3 1 3		R2.8.2	Ion Ia polta del cuore	大阪府寝屋川市八反町1 5-4			
この頁の小計			1 6 3 1 3							
その他の支出			8 1 2 3 6							
合 計			9 7 5 4 9							

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 宣伝事業費 (宣伝広告費)			
支 出 の 目 的	金 額						年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円						
動画編集			1	0	0	0	R2. 8. 31	kitagawano.	大阪市旭区清水1-8-13	
動画編集			5	0	0	0	R2. 9. 8	kitagawano.	大阪市旭区清水1-8-13	
リーフレット印刷代			9	6	2	0	R2. 8. 18	(株)プリマリアル <small>東京都</small>	新宿区下宮比呂町2-29	
ポスター印刷代			3	2	6	4	R2. 12. 21	(株)プリントパック	京都府向日市森本野田3-1	
広報デザイン費			1	0	0	0	R2. 7. 25	SUPER QLUE <small>東京都</small>	墨田区横綱2-9-8	
この頁の小計			2	8	8	8				4
その他の支出			1	3	3	3				8
合 計			3	0	2	1				8

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 政治資金パーティー事業 (ONE～未来の子どもを守る)					
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円								
会場費			2	5	3	2	2	0	R2.7.25	お茶の水ソラシティ <small>東京都</small>	千代田区神田駿河台4-6	
司会費				2	0	0	0	0	R2.7.22	川島 ノリユ	座間市ひばりが丘3-31-20	
印刷物作成費				1	2	1	0	0	R2.6.30	(株)Lead The Way <small>東京都</small>	練馬区平和台3-15-9	
印刷物作成費				1	2	1	0	0	R2.4.5	(株)Lead The Way <small>東京都</small>	練馬区平和台3-15-9	
スタッフ食事代				4	2	1	3	0	R2.7.22	ダイニングバー104.5 <small>東京都</small>	千代田区神田淡路町2-101	
この頁の小計				3	3	9	5	5	0			
その他の支出									0			
合計				3	3	9	5	5	0			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 4 月 20 日

政治団体の名称 宇都宮ゆうこ後援会

会計責任者の氏名 佐藤 寛文



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名



(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和3年4月13日

宇都宮ゆうこ後援会

代表 宇都宮 優子 殿

登録政治資金監査人

國村良二

登録番号 第2942号

研修修了年月日 平成21年10月30日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、宇都宮ゆうこ後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、宇都宮ゆうこ後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員

関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

宇都宮ゆうこ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、宇都宮ゆうこ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上